

(仮訳)

プレス・リリース

2015年3月18日
バーゼル銀行監督委員会
証券監督者国際機構

中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制の実施時期の改訂の公表

本日、バーゼル銀行監督委員会（以下、「バーゼル委」）及び証券監督者国際機構（以下、「IOSCO」）は、中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する枠組みの改訂を公表した（国際決済銀行及び IOSCO のウェブサイトにおいて入手可能）。

この枠組みは、元々は、二度の市中協議の後、2013年9月に公表されたものであった。枠組みの実施の複雑性に鑑み、バーゼル委及び IOSCO は、(i)当初証拠金及び変動証拠金の両方について授受義務の実施を9か月延期すること、(ii)変動証拠金の授受義務について段階的に適用することを合意した。

本日公表した改訂では、2013年の枠組みと比較すると、中央清算されない取引における当初証拠金の授受に係る段階的適用の開始時期が2015年12月1日から2016年9月1日に延期されている。これにより段階的適用のスケジュール全体も9か月延期されている。また、変動証拠金の授受義務についても6か月の段階的適用が規定されており、2016年9月1日より実施される。これらの変更は下記の表に要約されている。

バーゼル委及び IOSCO は、そのマニフェストと整合的に、商品、法域、市場参加者をまたぐ一貫性のある実施を確保するために、実施の進捗のモニタリングを続けていく。これは、証拠金のモデルの検証とバックテストに係るガイダンスを検討することのみならず各国の規制整備に係るモニタリングを含む。

バーゼル委及び IOSCO は、市場参加者が証拠金規制に適合する当初証拠金モデルの開発を続けるにあたり、業界と連携していく。この連携は、新たに開発される定量的な当初証拠金モデルが証拠金規制の枠組みに適合することを確保するために有用であるが、いかなる当初証拠金モデルに対する明確な検査または承認を提供するものではない。

中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制の実施時期の変更点（要約）		
	2013年9月の枠組み	2015年3月の改訂
当初証拠金		
中央清算されないデリバティブ取引の想定元本の月末平均が、下記の金額を超えるグループに属する対象主体		
3兆ユーロ	2015年12月1日から 2016年11月30日 (2015年6、7、8月の想定元本の平均に基づく)	2016年9月1日から2017年8月31日 (2016年3、4、5月の想定元本の平均に基づく)
2.25兆ユーロ	2016年12月1日から 2017年11月30日 (2016年6、7、8月の想定元本の平均に基づく)	2017年9月1日から2018年8月31日 (2017年3、4、5月の想定元本の平均に基づく)
1.5兆ユーロ	2017年12月1日から 2018年11月30日 (2017年6、7、8月の想定元本の平均に基づく)	2018年9月1日から2019年8月31日 (2018年3、4、5月の想定元本の平均に基づく)
0.75兆ユーロ	2018年12月1日から 2019年11月30日 (2018年6、7、8月の想定元本の平均に基づく)	2019年9月1日から2020年8月31日 (2019年3、4、5月の想定元本の平均に基づく)
中央清算されないデリバティブ取引の想定元本の月末平均が、80億ユーロを超えるグループに属する対象主体	2019年12月1日以降 (当該年の6、7、8月の想定元本の平均に基づく)	2020年9月1日以降 (当該年の3、4、5月の想定元本の平均に基づく)
変動証拠金		
中央清算されないデリバティブ取引の想定元本の月末平均が、3兆ユーロを超えるグループに属する対象主体	2015年12月1日	2016年9月1日
その他の全ての対象主体		2017年3月1日